

東屋沼神社の歴史 ～所在地と神社名の変遷について～

0 朱塗りの本殿

朱色は魔除けや不老長寿を象徴する色

- ・伏見稲荷大社、祇園八坂神社、奈良春日大社、宮島厳島神社などなど

1 東屋沼神社

(1) 所在地：福島市平野字明神脇1番地 ※旧入江野村

(2) 祭神：・大己貴命（おおなむちのみこと）

別名：大国主命（大黒様）

- ・少名彦那命（すくなひこなのみこと）

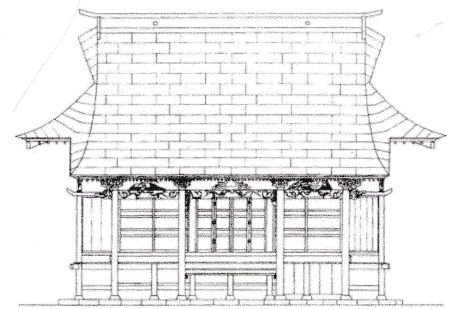
医療の神様

- ・素戔鳴尊（すさのおのみこと）

暴風雨を司る。その力強さ＝「災厄もなぎ払う」

- ・日本武尊（やまとたけるのみこと）

開拓神＝五穀豊穰→養蚕



【本殿正面図】

2. 延喜式内社筆頭明神大社

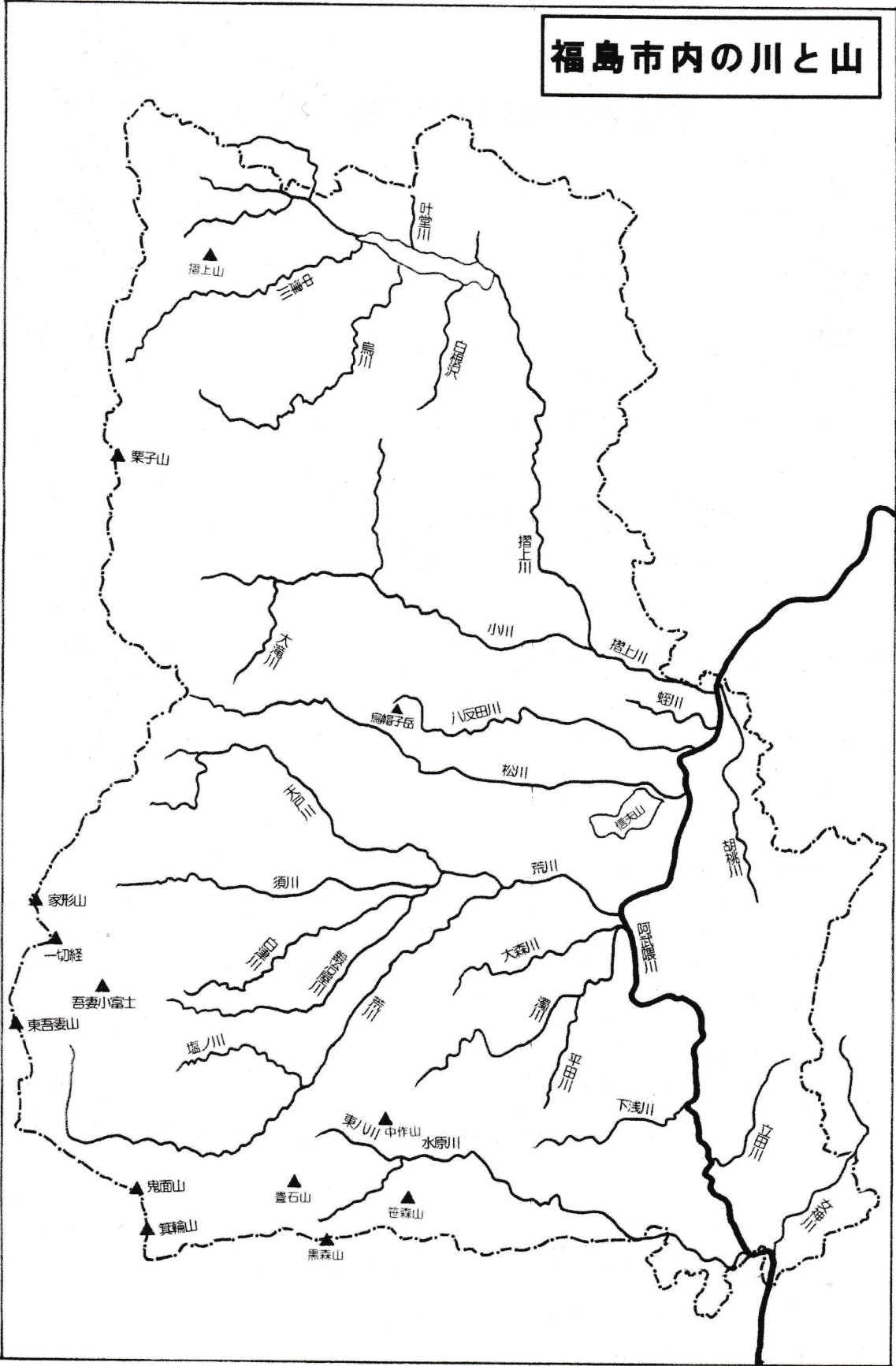
(1) 延喜式内社

10世紀初めの延喜式神名帳に記載された官社と認定された神社。

(2) 信夫五座：信夫郡にあった延喜式内社

- ・黒沼神社：○御山村、○金沢村、○浅川村
- ・鹿島神社：○鳥谷野村、○小田（小倉村）、○岡島（岡本村）
- ・東屋沼神社：入江野村 信夫五座の筆頭の明神大社の位置づけ
※七つ松大明神
- ・東屋国神社：中野村
※筑崎神社（倭建命やまとたけるのみことを祀る）
- ・白和瀬神社（東屋嶽神社）：上大笹生村
※車松社（少名日子那命、大穴牟遲命を祀る）

福島市内の川と山



3. 神社名の由来：『信達一統志』（信達地方の村々の状況について書かれた江戸時代の書）

(1) 東屋嶽は家形山＝吾妻山

あずまや（『広辞苑』

（四阿・東屋・阿舎）

①四方へのきを葺きおろした家屋。寄棟あるいは入母屋造り。

②四方の柱だけで、壁がなく四方葺きおろしの屋根の小屋。庭園などの休息所とする。



(2) 東屋沼は、西山（吾妻連峰）の北家形（家形山）と南家形（一切経山）の間にある大きな沼（五色沼）。『信達一統志』では雷沼（カタチヌマ）とある。

(3) 吾妻信仰：吾妻山＝“信夫の郷に水をもたらす神々（農業神）の棲む山”への信仰
当初は吾妻山そのものを御神体として信仰。

次第に人々が集まって祈る場所ができ、集まる人々が多くなるにつれ、次第に山からおりて、里に神社を建立。

4. 東屋沼神社の位置について

(1) 『信達一統志』町大笹生村の“七戸的社”の項に

「木落山の上に石宮あり。東屋沼神社是也」

(2) 入江野村へ

※当初山上にあった神社はやがて平地に降りてくることが多い

5. 東屋沼神社の名称の変遷

(1) 延喜式明神帳では「東屋沼神社」

(2) 『福島市史文化編』に見る名称の変遷

元和6年(1620) 七ツ松大明神

延宝4年(1676) 七的大明神

宝暦2年(1752) 七松大明神

宝暦9年(1759) 七的大明神

宝暦11年(1761) 七松大明神

安永10年(1781) 東屋治神社

明治3年(1870) 東屋沼神社

(3) 東屋沼神社所蔵資料の神道裁許状で名称の変遷を再確認する

①神道裁許状とは

ア：寛文5年(1665)幕府は「諸社禰宜神主法度(神社条目)」を発布

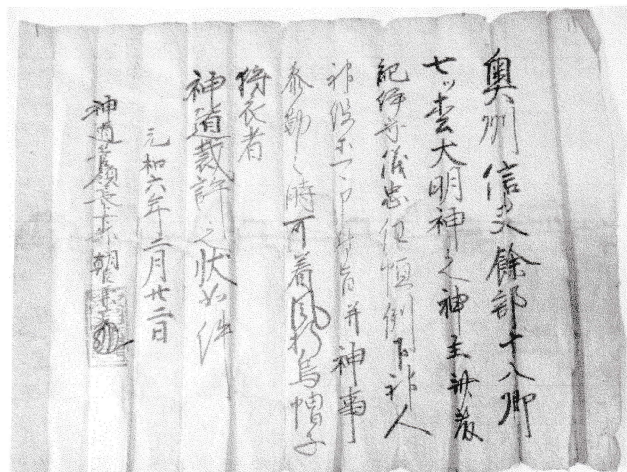
その第3条に

「無位の社人、白張を着すべし。その他の装束は、吉田の許状を以てこれを着すべし」とあり、京都の吉田神社吉田家が全国の神職支配が確立。

イ：吉田家が発行する神社の名称・管轄領域・神主の相続等について記されている諸種の許状。

②元和6年(1620)神道裁許状

奥州信夫余部十八郷	七ツ松大明神之神主齋藤	紀伊守儀忠任恒例下神人	神役等可申付旨并神事	参勤之時可着風折烏帽子	狩衣者	神道裁許之状如件	元和六年二月廿二日	神道管領長上下部朝臣兼英花押
-----------	-------------	-------------	------------	-------------	-----	----------	-----------	----------------



この神道裁許状からわかること

・「余目(あまるめ)」を「余部」と書いている。

※五十^{いごらべ}辺は中世文書では伊賀良目。「め」と「べ」は口の開け方は同じ。

・「七ツ松」の読みは「ななつまつ」※「しちつまつ」とは読まない。

江戸時代の初めは「七つ松大明神」という名称であった

③延宝4年(1676)神道裁許状

神社の名称は「七的大明神」

『信達一統志』「町大笹生村」の“七戸的社”の項に次のようにある。「後世宮の傍に大なる松七本あり。故に七松と称せしなり。今は入江野村にうつし奉り余目廿余郷の総社と崇奉るなり。七戸的の中の戸を省きて七松と唱ふ。タチツテト活用故にマツと称せしなり」

→「七的大明神」の読みは「ななつまつだいましょうじん」

地名の表記は違っても、表音は変わらない。

奥州信夫郡余部十八郷七的	大明神之神主齋藤伊勢守儀信	任先例神事参勤之時可着風折	烏帽子狩衣者	神道裁許之状如件	延宝四丙辰年五月四日	神祇管領長上侍従下部兼連印
--------------	---------------	---------------	--------	----------	------------	---------------

④安永4年(1775)「奉遷宮正一位七松大明神宮殿造栄棟札」

東屋治神社と七松大明神と併記

⑤安永8年(1779)神道裁許状では、また名称が「七松大明神」となっている。

⑥安永9年「式社号并惣社増郷頼ニ上京ニ付連判頼之旨趣」

余目郷の22か村の名主の連名で、次の2点をお願いに上京

・神社の名称を「七松大明神」から延喜式内社の時の名称

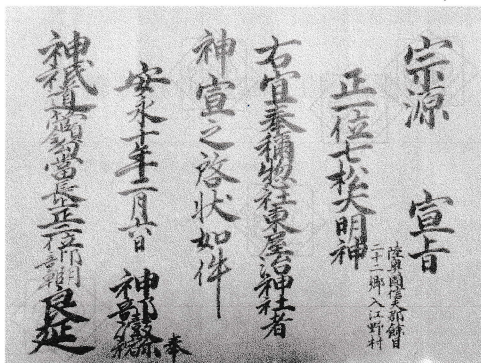
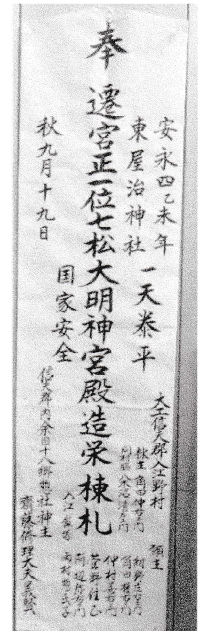
「東屋治神社」に

・時代が進み、余目郷には新しい村もでき、江戸時代初めの1

8か村から22か村に増えたので増郷を認めてほしい。

⑦安永10年「宗源宣旨」で認められ、東屋治神社として余目郷

22か村の惣社となる



宗源 宣旨
陸奥国信夫郡余目
二十二郷入江野村
正一位七松大明神
右宜しく惣社東屋治神社と称
し奉るべし、てへり
神宣之啓状件の如し
安永十年二月六日
神部彦岐宿禰奉る
神祇道管領勾当長上
正二位卜部朝臣良延印

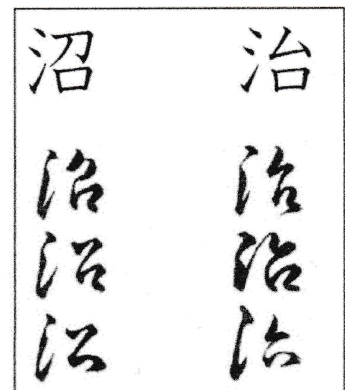
※江戸時代「東屋治神社」と号したのは何故？

『信達一統志』の著者は

「按ずるに同郡に東屋国神社もあれば東屋沼なるべし。延喜式臨時祭式に東屋沼神主とあれば、旁沼なること疑なくなむと見ゆると云々。愚按ずるに沼と治と筆画相似たる故に後世うつし誤しならむ」

→崩し字の「沼」と「治」は似ているので、

写し間違えたのであろう。



⑧『神社明細帳』によると「明治二年東屋沼神社改称」とあり、神社の明治3年の資料でも「岩代国信夫郡入江野村余目廿余郷惣社 延喜式内明神大社正一位東屋沼神社 神主斎藤義教」と延喜式内社の時代の本来の名称に戻っている。

あま るめ ごう
余目郷の村々

摺上川と松川の間の村々を余目郷という



(3) 惣社とは

全国の神社を支配・統轄した京都の吉田神社からその地域（郷）のとりまとめをする神社として認められていた神社。

信達五郷の惣社と神主注連頭

(『南奥の歴史と民俗』木口勝弘著より)



7 東屋治神社から東屋沼神社へ

(1) 明治2年3月乍恐以書付奉願上候

「拙官奉仕正一位東屋治神社之儀は、信夫郡余目二十余郷惣社にて延喜式内社東屋沼神社と往古称し奉り候。中古七松大明神と□□延喜式内社に紛れ御座無く候。故に御鎮座之地は入江野村と相唱え申し候処、安永度に余目郷中村々産子連印を以て東屋沼と社号相願ひ候。京都吉田家より社号書き誤り東屋治と書き来たり申し候。今般御復古御一新に付、神社御改めたき御達しに付ては旧の如く東屋沼神社と称し奉り候哉、東屋治神社と唱え候哉、右の趣神祇官御役所より御沙汰蒙り奉りたく存じ候間、右の段御願下し置かれたく願ひ上げ奉り候。以上。

明治二巳歳三月

当御領分正一位東屋治神社 齋藤周防

瀬上御役所

(2) 神社明細帳

村社 岩代国信夫郡入江野村字明神脇鎮座

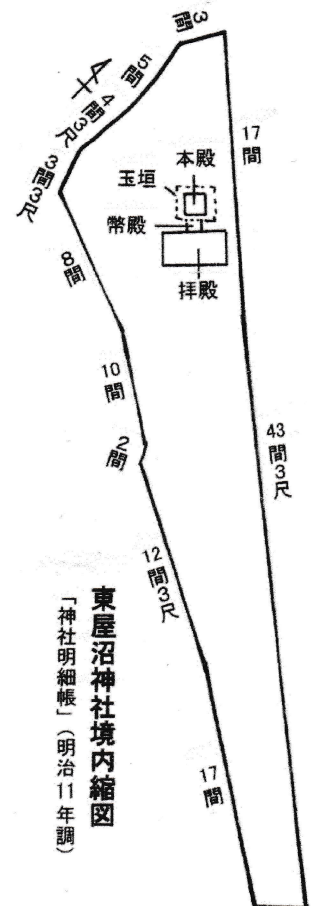
東屋沼神社 式内 一村信仰

- 一 祭神 大己貴命 (おおなむちのみこと)
少彦名命 (すくなひこなのみこと)
素戔鳴命 (すさのおのみこと)
日本武尊 (やまとたけるのみこと)

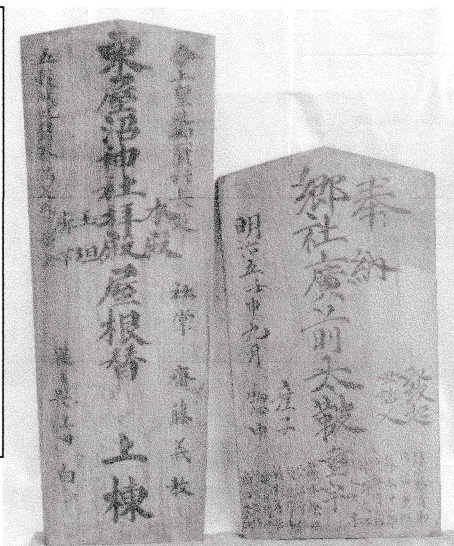
一 社号改替

旧神号東屋沼神社、東屋治神社両様唱へ来り候
処、中古七ツ松大明神と改称。安永十年東屋治神
社ト改号。明治二年東屋沼神社と改称

- 一 神位 正一位 (安永十年二月吉田家ヨリ拜受)



東屋沼神社拜殿屋根替 上棟
五穀成就蚕養満足氏子安全



奉納
郷社廣前太鼓
明治五壬申九月